

別 表 (1)

令和6年4月1日～

サービス利用料金及び自己負担額(1日当たり)

**【併設型ユニット型短期入所生活介護(介護予防)費】**

(1) 個室(ユニット型)

項 目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	5,290 円	6,560 円	7,040 円	7,720 円	8,470 円	9,180 円	9,870 円
自己負担額 ( 1割 )	529 円	656 円	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円
介護保険給付費	4,761 円	5,904 円	6,336 円	6,948 円	7,623 円	8,262 円	8,883 円
自己負担額 ( 2割 )	1,058 円	1,312 円	1,408 円	1,544 円	1,694 円	1,836 円	1,974 円
介護保険給付費	4,232 円	5,248 円	5,632 円	6,176 円	6,776 円	7,344 円	7,896 円
自己負担額 ( 3割 )	1,587 円	1,968 円	2,112 円	2,316 円	2,541 円	2,754 円	2,961 円
介護保険給付費	3,703 円	4,592 円	4,928 円	5,404 円	5,929 円	6,426 円	6,909 円

- 送迎費については1回(片道)につき184円が自己負担となります。
- 夜勤職員配置加算 Ⅱ として、1日につき18円が自己負担となります。
- サービス提供体制加算 Ⅲ として、1日につき6円が自己負担となります。(併設型利用時)
- サービス提供体制加算 Ⅱ として、1日につき18円が自己負担となります。(空床型利用時)
- 介護職員処遇改善体制加算(Ⅰ)として介護保険対象金額の8.3%が自己負担となります。
- 介護職員特定処遇改善体制加算(Ⅱ)として介護保険対象金額の2.3%が自己負担となります。
- 介護職員等ベースアップ等支援加算として介護保険対象金額の1.6%が自己負担となります。
- 諸雑費として1日につき120円を頂きます。

所得段階に応じた利用者の負担額（食費・居住費）

ショートステイ特養たまゆら

段 階	本人・世帯の所得区分	自己負担額(日額)		高額介護費(月額)
		食費	個室居住費	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者。</li> <li>・生活保護受給者。</li> </ul>	300円	820円	15,000円(世帯)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方。</li> </ul>	600円	820円	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
第3段階(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方。</li> </ul>	1,000円	1,310円	24,600円(世帯)
第3段階(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方。</li> </ul>	1,300円	1,310円	24,600円(世帯)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般世帯</li> </ul>	1,650円 朝食 420円 昼食 630円	2,000円	44,400円(世帯) ※課税所得380万円未満
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現役並み所得者相当</li> </ul>	夕食 530円 おやつ 70円		93,000円(世帯) ※課税所得690万円未満  140,100円(世帯) ※課税所得690万円以上